

令和5年3月 川棚町議会定例会会議録

(第5日目)

令和5年3月24日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (12人)

- | | | |
|-----|------|-----|
| 1番 | 福田 | 徹 |
| 2番 | 小谷 | 龍一郎 |
| 3番 | 毛利 | 喜信 |
| 4番 | (欠員) | |
| 5番 | 堀池 | 浩 |
| 6番 | 山口 | 隆 |
| 7番 | 小田 | 成実 |
| 8番 | 田口 | 一信 |
| 9番 | 高以良 | 壽人 |
| 10番 | (欠員) | |
| 11番 | 炭谷 | 猛 |
| 12番 | 水谷 | 末義 |
| 13番 | 堀田 | 一徳 |
| 14番 | 村井 | 達己 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	中 原 敬 介
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

第 1	議案第 6 号	川棚町個人情報保護法施行条例	総務厚生委員長
第 2	議案第 7 号	川棚町公共施設整備基金条例	〃
第 3	議案第 17 号	令和 5 年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委員長
第 4	議案第 18 号	令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	〃
第 5	議案第 19 号	令和 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
第 6	議案第 20 号	令和 5 年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
第 7	議案第 21 号	令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計予算	〃
第 8	議案第 22 号	令和 5 年度川棚町下水道事業会計予算	〃
第 9	議案第 23 号	令和 5 年度川棚町水道事業会計予算	〃
第 10	発委第 1 号	川棚町議会の個人情報の保護に関する条例	議会運営委員長
第 11	議案第 24 号	川棚町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する 条例	
第 12	総務厚生委員会視察調査報告		総務厚生委員長
第 13	総務厚生委員会調査報告		〃
第 14	産業建設文教委員会視察調査報告		産業建設文教委員長
第 15	産業建設文教委員会調査報告		〃
第 16	石木ダム対策調査特別委員会調査報告		石木ダム対策調査特別委員長
第 17	新庁舎等建設調査特別委員会調査報告		新庁舎等建設調査特別委員長
第 18	議会広報広聴特別委員会調査報告		議会広報広聴特別委員長

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 議案第6号

議 長 日程第1、議案第6号「川棚町個人情報保護法施行条例」を議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会審査報告を行います。この審査報告につきましては、川棚町会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和5年3月20日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第6号、川棚町個人情報保護法施行条例、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。

議案第6号「川棚町個人情報保護法施行条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和5年3月15日、20日。

(2) 審査場所 第1委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 総務課長、情報政策係長。

2. 審査内容。

質疑、今回の条例では、上位法である「個人情報保護法」の中で、開示決定等の期限など一部に関する取り決めがなされているが、これは国から指示があっていたのか。

答弁、先に国から各自治体で決める部分が示されており、これに沿って出されたものである。開示決定等の期限に関しては、国の法律では30日以内となっているが、本町では現行の14日以内でこれまで問題はなかったことから、そのまま14日以内としている。

質疑、国が保有する個人情報に関しては、どの部署からでも閲覧できるようになっているのか。

答弁、データベースについては、電算システム上、制限をかけて見れないようになっている。紙ベースについては、それぞれの部署で厳重に重要書類として管理されており、ほかの部署では見れないようになっている。

質疑、条例が制定されることによって、町民への影響はあるのか。

答弁、町民への影響は少ないと思われるが、情報を管理する行政側としては取扱いが厳格化されるものである。

質疑、町職員の中で、個人情報の管理や運用に関しての取決めはあるのか。

答弁、国からガイドラインが示されるようになっている。町としても今後、要領の策定や、職員への周知、研修の実施などを考えている。

3. 審査の結果。

反対討論。

なし。

賛成討論。

この条例は、国の個人情報保護法と連携して制定されるものであり、国の指示に沿って必要な事項を各自治体で定めるものである。町民を守るために必要な条例であると思われるので、賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第6号「川棚町個人情報保護法施行条例」については、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4. 委員会の意見。

今回の条例は、国が「個人情報の保護に関する法律」の改正を行い、全国

的な共通ルールによって個人情報の取扱いが適用されることにより制定するものである。今後、個人情報の取扱いに関しては、法に従い厳密に維持管理されるよう努められたい。以上です。

すみません、今読み上げるときに1ページ目の2. 質疑、2つ目ですけれども、「町が保有する個人情報」としてありますが、読み上げで「国」と発言していたみたいです。訂正してお詫びいたします。以上で報告を終わります。

議 _____ **長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

田口議員。

8 番 田 口 本会議で質問しましたが、この法律の施行条例というものにおいて、法律自体の略称というか、通称みたいなものを使っている事例というものは、本町にはあるのかもしれませんが、それはあんまり参考にならないと思いますので、他市町でそういった使っている事例があるのかどうかというのについては調査されましたでしょうか。

議 _____ **長** 委員長。

総務厚生委員長 はい。表題の件かと思えますけれども、この件に関しては委員会審査のときにも話がありまして、この条例自体、国からある程度ひな型といいますか、示されていたものが出されていたようで、その表題自体がこの表題になっているということで、大体どこの自治体でも同じように国から指示があっているみたいですので、ほかのところを調べているわけではありませんが、大体この表題で出ているということで、一応聞いております。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第6号「川棚町個人情報保護法施行条例」に対し討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり

決することに、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「川棚町個人情報保護法施行条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 09)

日程第2 議案第7号

議 _____ **長** 次に、日程第2、議案第7号「川棚町公共施設整備基金条例」を議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 総務厚生委員会審査報告を行います。この審査報告につきましては、川棚町会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和5年3月20日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川

棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第7号、川棚町公共施設整備基金条例、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。

議案第7号「川棚町公共施設整備基金条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和5年3月15日、20日。

(2) 審査場所 第1委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 企画財政課長、財政管財係長。

2. 審査内容。

質疑、財政調整基金と公共施設整備基金の使い分けはどのようになるのか。

答弁、財政調整基金は自由度が高いが、社会保障や福祉関連で使うことが多く、インフラ整備や施設の建設などにはできるだけ使わずに残しておく必要がある。町内の公共施設の中には、昭和40年から50年代に建てられたものが多くあり、今後大規模な改修や建て替えなどが控えている。これに備えるためにも、公共施設の整備に使える基金を今のうちに積み立てておく必要がある。

質疑、公共施設等総合管理計画の中で、財政シミュレーションなどは作られていないのか。

答弁、10年後までにかかる費用や、年度ごとに想定される費用などのシミュレーションは計画の中で出されている。これを基に10年間の総事業費の約10から20パーセントが一般財源として必要になってくると思われるので、基金積立の目標金額の目安と見ることができる。

質疑、今後の基金積立はどのように想定しているのか。

答弁、できるだけ多く積み立てていきたいが、年度ごとの決算の中で、公共施設整備だけではなく、扶助費や社会保障費など、全体的な決算を相対的に見ながら可能な額を積み立てていきたいと考えている。

3. 討議の主な内容。

・新庁舎建設が一区切り着いたということで、基金の用途の幅を広げて組み替えることは必要である。

・老朽化している施設の維持管理のためにも、できるだけ多く積み立てられることを期待する。

4. 審査の結果。

反対討論。

なし。

賛成討論。

本町が保有している公共施設の数からしても、固定資産原価償却率が高いということで、これからの財産管理に当たっては巨額の資金が必要になってくる。今回の条例を制定して、それに備えるという大きな意義があるので、賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第7号「川棚町公共施設整備基金条例」については、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

新庁舎建設工事が完了し、公共施設の整備に向けた基金の組替えであるが、町内には老朽化が進んだ施設も多く、今後は大規模な改修工事や建て替えなど多額の費用が必要とされる事業が控えている。

現在でも厳しい財政状況であると思われるが、できるだけ多くの基金積み立てを行い、公共施設等総合管理計画に沿った適切な運用に努められたい。以上です。

議 **長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

田口議員。

8 番 田 口 2ページですけども、私は知らなかったので質問するんですが、公共施設に対して固定資産の減価償却率というものがあるということ自体を知らなかったんですけど、その減価償却率っていうものはどんなものかということと、その率が高いという意味はどういうことなのかということをお聞きしたいと思います。

議 **長** 委員長。

総務厚生委員長 この件につきましては、まず、その施設自体の耐用年数に

関して、現在の率というのが高いといえますのは、それだけ年数が経っているということで、施設を造ってから年数が経過している、要するにそれを率で表してあるのがこの率になっているということです。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第7号「川棚町公共施設整備基金条例」に対し討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決定することに、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「川棚町公共施設整備基金条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(1 0 : 1 7)

日程第3～9 議案第17号～議案第23号

議 長 次に、日程第3、議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」から日程第9、議案第23号「令和5年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 予算審査特別委員会審査報告を行います。この審査報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和5年3月23日、川棚町議会議長 村井達己 様、予算審査特別委員会委員長 毛利喜信。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第17号、令和5年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第18号、令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第19号、令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第20号、令和5年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第21号、令和5年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第22号、令和5年度川棚町下水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第23号、令和5年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。次のページをお願いします。

予算審査特別委員会審査報告。

議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」、議案第18号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第19号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第20号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第21号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第22号「令和5年度川棚町下水道事業会計予算」及び議案第23号「令和5年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法 2分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。

(分科会) 令和5年3月13、14、15、16、17日。

(特別委員会) 令和5年3月20日、23日。

(3) 審査場所 第1・2委員会室及び現地。

(4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、教育長、次長、各担当課長、室長、課長補佐、各担当係長。

2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、猫TNR活動事業の内容は。

答弁、T r a p（捕獲）、N e u t e r（不妊手術）、R e t u r n（元の場所に戻す）の略で、「飼い主のいない猫」に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動をクラウドファンディング等により支援をしていく活動である。

質疑、「子育て世帯出産サポート」を試験的に実施するとあるが。

答弁、1年間試行を行った上で、効果検証し、継続するか判断したい。

質疑、公募によるSNSへの情報発信とは。

答弁、町民の方に、SNS等で町の魅力などの情報発信を行っていただき、謝金を支払う。

(以上質疑は第2分科会委員 答弁は第1分科会主査)。次のページをお願いします。

質疑、川棚川内水面振興協議会の活動内容は。

答弁、これまでの川棚川漁業協同組合の漁業権は放棄し、「うなぎ塚」の管理を引き継ぐ。遊漁券は必要なくなり自由に釣りなどができる。

質疑、肉用牛繁殖経営における「ファームノート」とは。

答弁、雌牛の首にアプリで体調管理できる機器を取り付け、繁殖期などを管理する。

質疑、中央公園の人工芝生化は。

答弁、大崎自然公園交流広場の改修を優先したいとの考えで、中央公園については施設の管理方法、フェンス設置、有料化等の検討を今後行っていく。

質疑、「人づくり・文化スポーツ振興補助費」の見直しを求める根拠は。

答弁、現在の規定では県外で行われる全国大会・九州大会の出場者に補助を行うこととなっており、今後は長崎県内で行われる全国大会・九州大会でも補助できるよう見直しを要請したい。

質疑、大崎自然公園交流広場の人工芝は改修しないとインターハイが行えないのか。

答弁、準決勝以上が開催できないと聞いている。近隣でも会場として使用できる場所がない。

(以上質疑は第1分科会委員 答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

3. 審査の結果。

(1) 議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

・石木ダムについて「建設せねばならない」理由が明らかにされていないので、反対する。

賛成討論(要旨)。

・情報発信、子育て支援の施策や福祉・教育等、バランスの取れた予算編成と判断し、賛成する。

・移住・定住促進、子育て出産サポート、地域公共交通などの住民の要望

に応える姿勢がうかがえるので、賛成する。以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第18号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。次のページをお願いします。

(3) 議案第19号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(4) 議案第20号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論。

なし。

賛成討論（要旨）。

・元気な高齢者を増やす、憩いの場所づくりや外出機会を増やすなど、町民の幸せを向上させる予算であると判断し、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(5) 議案第21号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

・財政が苦しい中、1億7,000万円を起債し、人工芝を改修するのは無謀であると思い、反対する。

賛成討論（要旨）。

・多額の予算を要するが、ホッケーを「わが町スポーツ」と位置づけている本町としては九州北部インターハイを成功させるために必要と判断し、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(6) 議案第22号「令和5年度川棚町下水道事業会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(7) 議案第23号「令和5年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4. 委員会としての意見。

①情報発信強化については、適した人材を採用し、SNSや動画配信など積極的に取り組まれていくことを期待する。

②行政業務のデジタル化推進については、各部署でそれぞれ取り組まれていくものと思われるが、費用対効果や業務の効率化、住民の利便性など、様々な角度から協議・検討し進めていくよう努められたい。

③まちづくり団体協議会（仮称）については、各種団体の連携を強化し、新しい町の活性化策につながるよう努められたい。

④地域公共交通計画策定業務については、町民からも多くの要望が出されている事案であり、本町に適したマスタープランが策定されることを期待する。

⑤川棚町子育て世帯出産サポート試行事業については、子育て世帯への周知を徹底し、多くの利用実績を基に効果検証が実施できるよう努められたい。

⑥猫TNR活動事業については、野良猫に関する地域被害等が多く寄せられていると思うが、しっかりと住民の方への理解を得ながら進めていくよう努められたい。

⑦地区からの環境整備要望については、今後も誠意を持って対応されたい。

⑧川棚中学校3年生の給食費無償化については、令和6年度以降の継続と対象学年の拡大を期待する。

⑨人づくり文化スポーツ振興補助制度の内容見直しについて検討されたい。

⑩介護保険事業に関しては、町内全域で様々な事業が展開されているが、介護事業者やサポーターの方との連携を図り、高齢者福祉の充実に期待する。

⑪大崎自然公園交流広場の人工芝改修後は、スポーツ合宿や大会の誘致など、施設利用者の増加を図られたい。

⑫下水道事業については、接続率の向上に努められたい。以上、報告いたします。

議 長 これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はあ

りませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

議 長 これから、一件ごとに討論、採決を行います。

まず最初に、議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 令和5年度川棚町一般会計に対する反対討論を行います。

令和5年度川棚町一般会計予算案の令和5年度施策等に関する町長説明にある、まちづくり将来像である「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現を目指すために予算編成を行ったところでありますと謳いながら、石木ダム建設についての項の中では、なぜ今川棚町に石木ダムを建設せねばならないのかが明らかにされておられません。自然を壊し、都市と生活を強奪して誰の暮らしが輝くのでしょうか。この観点から、私は反対いたします。

議 長 はい。次に、賛成者の発言を許します。山口議員。

6 番 山 口 議席番号6番、山口でございますが、令和5年度川棚町一般会計予算に対する賛成討論を行います。

財政状況が厳しい中、本町の情報発信のための施策や、子育て支援の充実、拡大を含め、福祉、教育と各分野にわたり、バランスの取れた予算編成であると判断し賛成をいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 賛成討論を行います。

令和5年度川棚町一般会計予算につきましては、消防費において昨年に引き続き団員確保のため、整備手当を見直し増額されております。

また、移住・定住促進や子育て出産サポートなど、新規事業にも積極的に取り組まれ、また、地域公共交通の調査・協議が計画されております。これら住民の要望に積極的に応えようとする町長の姿勢がうかがえておりますので、賛成をいたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第17号「令和5年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 34)

議 _____ **長** 次に、議案第18号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第18号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 35)

議 _____ **長** 次に、議案第19号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第19号「令和5年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 37)

議 長 次に、議案第20号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 はい。全員起立です。したがって、議案第20号「令和5年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:38)

議 長 次に、議案第21号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。福田議員。

1 番 福 田 福田です。反対討論を行います。議案第21号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に反対討論を行います。

予算全般については、管理費、交際費については例年どおりであり了承するところですが、改良費、くじゃく荘改良費において交流広場人工芝改修工

事費 2 億 4 4 0 万円が計上されています。

この件については、先日の本会議で質問しましたが、t o t o の助成金 3, 0 0 0 万円があるものの、起債を 1 億 7, 4 4 0 万円起こしての予算であります。

「ホッケーの町かわたな」を標榜する本町として、また、全国大会で活躍する川棚高校の皆さんには非常に申し訳ないですが、今年の当初予算も基金を取り崩しながらの苦しい予算編成であります。

これまで、健全財政を目指す本町としては、大型事業の起債は補助を活用し町の負担を 1、2 割に抑えた事業展開をしているとの説明がっております。この事業はこれまでの予算編成と大きく異なっています。

また、この人工芝改修工事は、町民からの要望でなく、令和 6 年度に開催される北部九州ホッケー競技大会の開催を了承し、その後、ホッケー競技場としての公認規定に合った公認競技場としての整備が必要と、追加要請されたとの説明がありました。

この人工芝は、平成 2 6 年度「長崎がんばらんば国体」のホッケー競技会場として整備されたもので、今もグラウンドゴルフやフットサルに活用されております。まだまだ利用できるものと思っております。このまま利用しての大会を開催してもらえよう再要請すべきだと思っております。

今回、3 月定例会で名称変更する公共施設整備基金も今後上積みしていくことが厳しいことは、皆さんおわかりと思います。

町民 1 人当たりの借金が 1 万 3, 0 0 0 円ほど増え、返済する財源も示されていません。よって、この予算を認めるわけにはいきませんので、反対いたします。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。高以良議員。

9 番 高 以 良 「令和 5 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」について賛成討論を行います。

この特別会計には、観光客や川棚町民の健康増進及びやすらぎと憩いの場である大崎自然公園、大崎保養・宿泊施設、大崎温泉施設の維持管理のための予算が計上されています。

令和 5 年度の主なものとして、大崎自然公園交流広場の人口芝改修工事に要する費用が計上されていますが、これは令和 6 年度の北部九州インターハ

イホッケー競技が本町で開催される予定であり、公認競技場としての整備が必要であることから人工芝の全面張替えを行うものであります。改修工事には多額の費用を要しますが、ホッケーを「わが町スポーツ」と位置付けて普及に取り組んでいる本町として、北部九州インターハイホッケー競技を成功させるために必要な予算であると判断します。また、その他の予算についても内容は適切であると判断しますので、賛成します。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。毛利議員。

3 番 毛 利 はい。賛成討論を行います。

この交流広場におきましては、設置後10年以上が経ち、耐用年数的にもまもなく芝の更新が予想はされておりました。今回、北部九州インターハイに合わせる形で、公認の競技場となるべく改修工事を行うとの説明です。私は以前から「ホッケーの町かわたな」という言葉を掲げる以上、まちとして特化した施策が必要ではないかと常に考えておりました。本町としては、是非、九州で希少な公認のホッケー競技場としての整備が必要と考えます。今回のまちの取組に共感いたしまして、賛成いたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第21号「令和5年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 45)

議 **長** 次に、議案第 2 2 号「令和 5 年度川棚町下水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 2 号「令和 5 年度川棚町下水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい。全員起立です。したがって、議案第 2 2 号「令和 5 年度川棚町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(1 0 : 4 6)

議 **長** 次に、議案第 2 3 号「令和 5 年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号「令和5年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第23号「令和5年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:47)

日程第10 発委第1号

議 _____ **長** 次に、日程第10、発委第1号「川棚町議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 発委第1号「川棚町議会の個人情報の保護に関する条例」の発委文を読み上げます。

発委第1号、令和5年3月24日、川棚町議会議長 村井達己 様、提出者 議会運営委員会委員長 小田成実。

川棚町議会の個人情報の保護に関する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。本条例の提案理由の説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となるため、議会における個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

次に、本条例の主な内容につきまして、説明を申し上げます。次のページ、条例文をご覧ください。

本条例は、第1章から第6章をもって構成いたしております。

第1章は、「総則」を規定し、第1条から第3条から成り、川棚町議会における個人情報の保護に関して、条例の目的や条例で使用する用語の定義を定めるとともに、議会の責務について規定しています。

第2章は、「個人情報の取扱い」を規定し、第4条から第16条までの条文で成り、議会の個人情報の取扱いに関して、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱いに係る義務や匿名加工情報の取扱いに係る義務について規定しています。

第3章は、「個人情報ファイル」を第17条として規定し、議会が作成する個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めております。

第4章は、「開示、訂正及び利用停止等」を規定し、第18条から第46条までの条文で成り、個人情報の開示に関して必要な事項を規定しています。町では開示請求に係る手数料に関する規定を定めることから、議会においても同様に定めます。その他に訂正や利用停止に関する事項を規定しています。

また、地方自治法上、議会には附属機関である審査会は設置できないと解されていることから、議長が行った行政処分への審査請求に関する諮問及び専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、町条例に設置される審査会に委任することを規定します。

第5章は、「雑則」を規定し、第47条から第51条までの条文で成り、条例で適用除外の規定を設けるほか、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱いに関する苦情処理に関する事項を規定します。

第6章は、「罰則」を規定し、第52条から第56条までの条文で成り、改正法と同様に議会においても罰則に関する事項について規定します。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものとしていま

す。以上で説明を終わります。

なお、この条例は全員協議会で2回説明を受けております。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。以上です。

議_____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議_____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対し反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議_____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議_____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号「川棚町議会の個人情報の保護に関する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議_____ **長** 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「川棚町議会の個人情報の保護に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 56)

日程第11 議案第24号

議_____ **長** 次に、日程第11、議案第24号「川棚町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の

説明を求めます。町長。

町長 議案第24号「川棚町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の改正に伴い、現行の川棚町個人情報保護条例を廃止し、新たに「川棚町個人情報保護法施行条例」を制定することについて、本日、可決決定いただき、また、町議会においても「川棚町議会の個人情報の保護に関する条例」の制定について、先ほど可決決定なされたところですが、これらの新規条例の施行に対応するため、「川棚町情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部を改正しようとするものです。

提案理由の説明は以上ですが、改正の内容について総務課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それではご説明をいたします。1枚めくって、新旧対照表をご覧ください。

改正前におきましては、川棚町情報公開条例及び川棚町個人情報保護条例の運用を図るために設置すると、そういう目的を設置としておりましたが、先ほど町長が提案説明に申しあげましたように、「個人情報の保護に関する法律」、「川棚町個人情報保護法施行条例」並びに「川棚町議会の個人情報の保護に関する条例」、これらに対応するため、そうした文言を追加を行ったものであります。

次に、第2条定義であります。定義におきましては、これも同様に第1項においては実施機関について必要な条例等を追加をし、第2項においても諮問実施機関について必要な法律、そして条例を追加。

そして、第4項において保有個人情報について、法律と条例の追加。

そして、第5項において決定等について、必要な法律及び条例の追加を行ったものであります。裏をご覧ください。

第3条、所掌事務であります。改正前の第2号から第5号まで、これらにつきましては、もう法律事項となりますので、全て削るとして、号の繰上げを行います。

そして、第6号ですが、繰上がりの関係で第2号に繰り上がった上で、改

正前は個人情報保護条例の引用としておりましたが、個人情報保護法の規定の引用とするものであります。

そして、第3号及び第4号につきましては、新設の号の追加であります。

そして、第4号、第5号におきましては、先ほど可決決定されました議会個人情報保護条例についての規定を追加をするものであります。

改正前の第7号につきましては、これは削るということにしております。そして、一番最後の新旧対照表をご覧ください。

これは附則の第2項において改正を行うものであります。こちらにつきましては名称の変更も行いますのと、それと報酬の額について、改正前においては「日額1万8,000円」、「1万5,000円」と金額を明示しておりますが、改正後においては表に記載しておりますように、「長崎県市町等の統一的情報公開・個人情報保護審査会について長崎県市町村行政振興協議会会長が定める額」という規定にしまして、金額の改定等が行われた場合も自動的に改定後の報酬とする、そういう改正を行うものであります。

それでは、議案の一番表、附則をご覧ください。施行期日として、第1項において、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。説明は以上です。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号「川棚町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「川棚町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:03)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:03)

(…休憩…)

(11:20)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 総務厚生委員会視察調査報告

議 _____ **長** 次に、日程第12、「総務厚生委員会視察調査報告」を議題といたします。本件について委員長報告を求めます。

総務厚生委員長 これより、総務厚生委員会の視察調査報告を2件行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出をしておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和5年1月30日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査結果を次のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 調査期日 令和4年8月31日。
2. 調査場所 北松浦郡佐々町総合福祉センター。
3. 出席者 別紙のとおり。
4. 調査の目的 介護予防事業について。
5. 調査の概要 別紙のとおり。

調査の概要。

1. 北松浦郡佐々町の介護予防事業について。

(1) 期日 令和4年8月31日。

(2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。

佐々町 多世代包括支援センター長、参事、事務局長、事務局書記。

(3) 調査内容。

介護予防ボランティア制度について。

・ボランティア団体「ぷらっと」が福祉センターを拠点に設置されており、介護活動（ぷらっとサロン、ぷらっと生活支援、外出支援など）が行われている。

・ぷらっとの利用者は、利用券（10枚つづり2,000円）を使用しサービスを受けることになっている。

・介護活動には、ボランティアサポーター（登録制）が参加されており、活動に応じてポイントを受け取る仕組みとなっている。

※ポイントは年末に集計を行い換金されている（年間限度額1万円）。

・ボランティアサポーターとして参加される方自身の介護予防にもつながっている。

包括支援体制について。

・本町と大きく違ったのが組織体制で、高齢者支援から子育て世代支援、障がい者支援など、「多世代包括支援センター」の1つの窓口で相談を受け、それぞれの担当が連携して対応できるものとなっていた。

これからは、行政の横の連携を深め、健康づくりと各種支援体制窓口をまとめて、住民の理解や協力を得やすい組織づくりが必要であると思われる。

特色ある事業について。

・地区担当割制の導入。

各地区にそれぞれ担当の職員を配置し、地域に密着した情報収集が行われ

ていた。その中でも、職員の異動を減らし、専門職化することにより、時間をかけて地域の情報を積み上げ、高齢者などの生活状況を把握されていた点はほかでは見ないものと思われた。

・地域ネットワーク情報交換会の開催。

町内32か所で各地区年1回、地区担当職員、保健師、作業療法士と共に自治会長、民生委員、老人会長、福祉協力委員が参加し、地域支援に関する情報交換会が実施されている。

2. 調査結果のまとめ。

佐々町の介護予防事業についての取組は、地域との連携が充実しており、介護だけではなく町民全体の健康づくりや障がい者、生活困窮者を含めた支援体制組織として構築されていた。

今回はその中で介護予防事業について調査を行ってきたが、まずは地域の情報収集、状況の把握の重要性が感じられた。人事異動を少なくすることにより、担当職員を専門職化し、地区担当割制を導入して地域との連携が深められていた点は参考にするべきものと思われる。このことにより、求められている介護サービスや、新しく展開される事業などの情報交換がスムーズに行われ、結果として健康寿命を延ばし介護予防へとつながっていくものと感じられた。

また、介護予防ボランティア制度については、介護サービスの利用者の増加や、ボランティアサポーターとして参加される方とのつながりを深める制度として結果が出ているものであり、今後本町でも検討されることを期待したい。続きまして2件目です。

令和5年1月30日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をしましたので、調査結果を次のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1. 調査期日 令和4年11月21日、22日。
2. 調査場所 福岡県篠栗町、大分県由布市。

3. 出席者 別紙のとおり。
4. 調査の目的 介護予防事業について。
5. 調査の概要 別紙のとおり。

調査の概要。

1. 福岡県篠栗町。

(1) 期日 令和4年11月21日。

(2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。

篠栗町 福祉課長、課長補佐。

(3) 調査内容。

介護予防ボランティア制度について。

・高齢者自身が介護支援ボランティア活動を通じ社会活動に参加することで、自身の介護予防にもなり、実績に応じたポイントを付与され、換金できる仕組みをつくることで活動意欲が高まり、介護予防事業の推進をサポートしている。

・介護支援ボランティア活動については、各種軽運動教室などの補助や、夕食の提供支援、民間施設への支援活動など幅広く取り組まれている。

・ポイント制度については、福祉課に登録した町民へ、おおむね1時間の活動に対し1スタンプ(100ポイント)を付与し(1日2個を限度)、年間10,000ポイント(10,000円)を限度に換金できる仕組みになっている。

・今後は、ボランティア活動の支援と就労支援などを一緒に行えるよう、シルバー人材センターとの連携を検討し、より長く、より多くの高齢者が活用できる仕組みを模索されているとのことであった。

福岡工業大学との介護予防共同研究事業について。

・「ささぐり元気もん」事業として、健康に関する情報誌の配布や、各地区公民館を巡回し、体の状態や体力測定、健康状態の推移調査などが実施されており、健康維持のアドバイスや介護予防のデータとして活用されている。

その他。

・コロナ禍においてタブレット貸与型介護予防教室が実施されたが、オンラインよりも対面での実施を希望する方が多かった。

2. 調査結果のまとめ。

介護ボランティア活動をポイント制にすることにより、高齢者の社会活動への参加意欲の向上や、高齢者自身の介護予防になっている。また、介護予防サービスの人材確保にもつながり、事業の推進に関して大きな助力であると思われる。

本町でも介護予防事業への取組は積極的に行われているが、多岐にわたる介護予防事業の実施において多くの人的サポートの確保は課題であると思われる。介護ボランティア制度は早急に検討するべきものと考えられる。

調査の概要。

1. 大分県由布市。

(1) 期日 令和4年11月22日。

(2) 出席者 川棚町 委員全員、議長、事務局長。

由布市 健康推進課主幹外各担当課職員4名、事務局長。

(3) 調査内容。

ゆふ健康マイレージについて。

・町主催の各種健診や日常生活での禁煙宣言など、様々な健康づくりの取組実績に応じてポイントを付与し、10,000ポイントを貯めると2,000円の商品券と交換できるようになっている。

・対象事業については、年に1から2回開催される健康立市推進協議会で、各課より出されたものが採用されている。令和元年度は38事業あったが、コロナ禍の影響で令和4年度は17事業と減少している。目標として令和7年度に50事業を目指している。

湯布院健康温泉館（クアージュ）について。

・専門講師による水中運動教室や体力測定を実施している。

※65歳以上の方に無料体験チケット（年12回分）を配布している。

・「健康相談コーナー」を開設し、保健師による健康・医療・介護等の相談に応じている。

・施設の老朽化により維持管理費、運営費の負担が大きくなっていることが課題となっている。

高齢者通いの場について。

・住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや介護予防、生

きがづくりなど、地域の支え合い活動を促進することを目的として、多くの「お茶の間サロン」が実施されている。

・月に1回以上、5人以上の集まりが「お茶の間サロン」として登録することができ、登録すると活動費の一部助成が受けられる。

・毎月開催されやすいように、「健康応援団」や「生きがい応援団」のプログラムが用意されている。

・「由布市高齢者通いの場ガイドブック」を発行し、市内3地区の少人数グループの活動を紹介している。このガイドブックにより、地域に密着した活動を知ることができ、参加者の増加や活動の継続につなげている。

3. 調査結果のまとめ

由布市では平成25年3月に「健康立市宣言」が出され、健康立市推進協議会を中心に地域・各種団体との連携を深め、介護事業を含めた市民の健康づくりに取り組まれている。

由布マイレージ事業では、日常生活や介護予防事業を含む、年間を通した健康づくりがポイント制として実施され、誰でも気軽に参加できるような取組となっている点は本町でも参考にしたい。

本町でも取り組まれている温泉施設を活用した水中運動教室については、「健康相談コーナー」を併設するなど、若年層や家族で参加する健康推進事業として参考にできるものと思われた。以上です。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 佐々町の報告についてですが、プラットサロンなどの利用券が10枚で2,000円ということですが、この利用券を購入することについては、介護予防事業などからの補助みたいなものはないのでしょうか。完全に自己負担となっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議 長 委員長。

総務厚生委員長 この利用券に関しましては、サービスを受ける方の自己負担として払われるようになっているということで聞いております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 1 : 3 5)

日程第 1 3 総務厚生委員会調査報告

議 長 次に、日程第 1 3、「総務厚生委員会調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 それでは、総務厚生委員会の所管事務調査報告を一括して 2 件行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和 5 年 3 月 1 6 日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

総務厚生委員会調査報告。

1. 件名 新型コロナウイルス感染症に関する対策及び対応について。
2. 経過と概要。

(1) 第 1 回委員会。

日時 令和 3 年 6 月 3 0 日。

場所 第 1 委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

- ・閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(2) 第 2 回委員会。

日時 令和 3 年 7 月 2 9 日。

場所 第 1 委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 健康推進課長、健康増進係長。

- ・担当課より、1 6 歳未満に係る新型コロナワクチン接種（以下ワクチン

接種という。)について説明を受け意見交換を行った。

(3) 第3回委員会。

日時 令和3年8月30日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 健康推進課長、健康増進係長。

担当課より下記の説明を受け意見交換を行った。

- ・65歳以上の接種状況と未接種者への対応について。
- ・65歳未満のワクチン接種状況及び予約の対応状況について。
- ・12歳以上16歳未満の児童・生徒のワクチン接種について。
- ・高校生のワクチン接種について。

(4) 第4回委員会。

日時 令和3年11月24日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 健康推進課長、健康増進係長。

担当課より下記の説明を受け意見交換を行った。

- ・2回目までのワクチン接種状況について。
- ・3回目ワクチン接種の実施時期、方法について。
- ・3回目ワクチン接種の対象者について。

(5) 第5回委員会。

日時 令和4年3月14日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 健康推進課長、健康増進係長。

- ・3回目のワクチン接種状況について説明を受け意見交換を行った。

(6) 第6回委員会。

日時 令和4年7月6日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 健康推進課長、健康増進係長。

担当課より下記の説明を受け意見交換を行った。

- ・ 1回目から4回目のワクチン接種の実施状況について。
- ・ 5歳から11歳までの子どものワクチン接種について。
- ・ 4回目のワクチン接種の実施について。
- ・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯等臨時特別支援事業について。

(7) 第7回委員会。

日時 令和4年12月12日。

場所 大会議室A。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 健康推進課長、健康増進係長。

・ オミクロン株対応ワクチンの接種状況について説明を受け意見交換を行った。

(8) 第8回委員会。

日時 令和5年3月13日。

場所 第1委員会。申し訳ありません。「室」が抜けておりました。「室」を追加でお願いいたします。場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、事務局長。

説明員 健康推進課長、健康増進係長。

・ 担当課より、これまでのワクチン接種状況と、今後の予定等についての報告を受けた。

(9) 第9回委員会。

日時 令和5年3月16日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、事務局長。

・ 閉会中の調査事項について、最終報告書の取りまとめを行った。

3. 委員会の意見。

令和3年6月30日より9回の委員会を開催し、本町の新型コロナウイルス感染症対策に係る調査として、担当課から報告・説明を受け意見交換を行ってきた。

所管に係る調査としては、主にワクチン接種についてとなったが、国から

指定される変異株への対応や、接種対象年齢の拡大など、担当課においては常にスピードを持った対応が求められてきたものと思われる。

これまで定期的に状況報告を受け、確認を行ってきたが、ワクチン接種に係る町民の混乱もなく、スムーズに実施されたことについては、担当課をはじめ職員全体で的確に対応されたものと評価される。

新型コロナの感染状況については減少傾向にあり、5月からは5類への引下げ等、国の方針が動き出しているが、まだまだ行政機関としての対応は求められるものと思われる。

今後も関係機関との協力を行い、安心安全な生活が続けられるよう対応されることを期待し最終報告とする。

次に2件目です。

総務厚生委員会調査報告。

1. 件名 介護保険事業について。
2. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。

日時 令和4年6月21日。

場所 各自宅、第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

※この日は会議の前半は、各自宅でタブレットを活用したオンライン会議を行った。

(2) 第2回委員会。

日時 令和4年7月6日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明員 長寿支援課長、長寿介護係長、地域包括支援係長。

・長寿支援課より本町の介護保険事業の現状と課題について説明を受け意見交換を行った。

・介護予防事業について、近隣及び先進地の状況を調査するため、波佐見町、東彼杵町、佐々町、大分県由布市、山口県防府市の資料を集めることとなった。

主な内容。

- ・第8期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。
- ・しおさいの湯を活用した水中運動教室について。
- ・認知症予防について。
- ・「みんなでいごこーで、かわろーで」の実施状況について。
- ・通いの場、百歳体操の状況について。
- ・介護施設の状況について。

(3) 第3回委員会。

日時 令和4年7月26日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・第8期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、近隣町（波佐見町・東彼杵町）及び県外2市（大分県由布市・山口県防府市）との比較を行った。

- ・近隣の先進地視察として、北松浦郡佐々町を選定した。
- ・県外視察先について協議を行った。

(4) 第4回委員会。

日時 令和3年8月31日。

場所 北松浦郡佐々町。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・介護予防事業の先進地である、北松浦郡佐々町を訪問し視察調査を行った。

※主な内容については視察報告書を別添資料とする。

(5) 第5回委員会。

日時 令和4年9月16日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・北松浦郡佐々町の視察について取りまとめを行った。

・県外視察地として福岡県篠栗町及び大分県由布市を選定し、資料等を集め事前協議を行った。

(6) 第6回委員会。

日時 令和4年11月21日、22日。

場所 福岡県篠栗町、大分県由布市。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・介護予防事業の先進地である、福岡県篠栗町、大分県由布市を訪問し視察調査を行った。

※主な内容については視察報告書を別添資料とする。

(7) 第7回委員会。

日時 令和5年1月30日。

場所 大会議室A。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・北松浦郡佐々町、福岡県篠栗町、大分県由布市の視察報告書の取りまとめを行い、最終報告書の別添資料とすることにした。

・今後の取組について協議を行い、町内の現地視察を行うことにした。

(8) 第8回委員会。

日時 令和5年2月10日。

場所 第2委員会室及び現地。

出席者 委員全員、事務局長。

説明員 長寿支援課長、長寿介護係長、地域包括支援係長。

・本町の介護予防事業について現地視察及び意見交換を行った。

・長寿支援課より「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」のアンケートについて説明を受けた。

視察先及び主な内容。

平島地区 昭和館。

・趣味などを取り入れた集いの場を提供されている。

・歌本を自作するなど、多様な趣味をみなさんで楽しまれていた。

・運営に関しては、地元自治会・社協・ララコープからの補助金と、町からの補助として光熱費が出されている。家賃については無償で提供されている。

城山地区 みんなでワハハ。

・共生型、常設型の集いの場として運営されている。

・軽運動や新聞ちぎり絵教室など、様々なプログラムがあり、高齢者から

子どもまで色々な方の集いの場となっている。

- ・町内の障がい者施設（学校）との交流も行われている。
- ・町内各地に広げてほしいとの意見があった。
- ・運営に関しての町補助は、家賃と光熱費となっており、主には利用料とボランティアの方々によって行われている。

しおさいの湯 水中運動教室。

・65歳以上の方を対象に、トレーナーの指導の下、週3回開催されている。

- ・参加者は増加傾向であり、施設の有効的な活用がされていた。

（9）第9回委員会。

日時 令和5年2月24日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

- ・閉会中の調査事項について、最終報告書の取りまとめを行った。

（10）第10回委員会。

日時 令和5年3月16日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、事務局長。

- ・閉会中の調査事項について、最終報告書の確認を行った。

3. 委員会の意見。

令和4年6月21日より10回の委員会を開催し、本町の介護保険事業に係る調査として、担当課からの説明や意見交換及び先進地視察などを行ってきた。

始めに第8期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について確認を行ったが、その中でも介護予防事業を重要事項と捉え、重点的に調査を進めてきた。

本町でも介護予防事業として、集いの場や外出支援、しおさいの湯の施設を活用した水中運動教室など積極的に取り組まれているが、各種事業の中には担当職員だけではなく、ボランティアの方々に支えられて実施されているものも多い。

先進地を視察してきた中では、有償ボランティア制度としてポイント制を

取り入れたものや、少人数での集いの場への活動補助金制度など、住民の方が自主的に参加しやすい支援策が多く、本町でも介護予防事業のボランティアに参加しやすい制度の構築を求めたい。

また、健康寿命を延ばすという観点から、介護予防だけではなく町民全体を対象とした健康づくりとして、各担当課が連携した取組を検討されたい。

今後さらに高齢化社会が進む中、介護保険事業に関しては需要や支援のニーズが増えていくものと思われる。令和6年度に改定される第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての準備も進められているが、時代や地域の実情に応じた制度・計画が策定されることを期待し最終報告とする。以上です。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 1 : 5 3)

日程第14 産業建設文教委員会視察調査報告

議 _____ **長** 次に、日程第14、「産業建設文教委員会視察調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。

産業建設文教委員長 産業建設文教委員会の視察調査報告を行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出をしておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和5年3月13日、川棚町議会議長 村井達己 様、産業建設文教委員会委員長 堀池浩。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査結果を次のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告しま

す。

記。

1. 調査期日 令和5年2月9日、10日。
2. 調査場所 熊本県上益城郡山都町、熊本県下益城郡美里町。
3. 出席者 別紙のとおり。
4. 調査の目的 宿泊施設における指定管理者制度の運用状況について。
5. 調査の概要 別紙のとおり。

調査の概要。

1. 熊本県上益城郡山都町。

(1) 期日 令和5年2月9日。

(2) 出席者 川棚町 堀田委員を除く委員全員、議長、事務局書記。

山都町 町議会議長、商工観光課課長、商工観光係係長、事務局長、事務局主査。

(3) 概要。

平成17年に3町合併、基幹産業は農林業で、令和4年6月現在の人口は1万3,743人。

11施設のうち、1施設（文楽館）はほかに管理できるところがなく非公募、ほかの施設は当初から公募としている。

(4) 調査内容

① 11か所の管理施設の指定管理料は合計で年間約8,000万円ほどで、施設維持費は約9,000万円支出しており、施設売却の話も出始めているが、雇用の場としての必要性についても考慮すべきものとの声もある。

② 国民宿舍通潤山荘について、公募のために立ち上げた業者も含め、町内業者4者の応募があった。指定管理料は支出していない（令和3年度はコロナの影響があったため3,600万円の補助となっています）。

③ 宿泊施設「道の駅そよ風パーク」は、令和2年9月に事業継続困難となり指定管理者が撤退。現在は東京の企業が指定管理者になり運営、指定管理料は3,850万円支払っている。

④ 指定管理者が交代した場合は、従来の従業員の継続雇用をお願いした。

⑤ 指定管理施設の運営で、黒字であっても町へ納付する制度（協定納付金）はない。

2. 熊本県下益城郡美里町。

(1) 期日 令和5年2月10日。

(2) 出席者 川棚町 堀田委員を除く委員全員、議長、事務局書記。

美里町 町議会議長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、経済課長、経済課農政係長、社会教育課長、社会教育課社会教育係長、林務観光課観光商工係長、事務局長、事務局書記。

(3) 概要。

2町合併、中山間地域に位置し、令和4年4月の人口は9,243人。

指定管理の11施設は、当初から公募としている。

(4) 調査内容。

①公募による応募者は施設によって複数あり、一般競争入札と同じくホームページで行っている。「町内の業者に限る」などの条件は一切つけていないため、福岡県などからも応募がある。

②指定管理施設の修理などは、10万円以上は町が、それ以下は指定管理者が行うように基本協定書で取り決めている。

③やすらぎ交流体験施設「元気の森かじか」は、廃校した小学校を活用したものでメンテナンスが必要であり、令和2年度は屋根と給水施設で約4,000万円支出、指定管理料は5年間で2,535万円である。

④指定管理者が交代する場合は、引継ぎ書作成と従業員の雇用保障をさせているが、過去にはトラブルがあった。交代時は旧指定管理者の協力を得て引継ぎに十分な時間を確保する必要がある。

⑤指定管理施設の運営で、黒字であっても町へ納付する制度（協定納付金）はない。

3. 調査結果のまとめ。

①両町とも指定管理料や修繕費などは、本町と異なり特別会計でなく、一般会計からの支出であった。

②両町の指定管理は公募制で応募者も複数あり、本町でも導入を検討する時期と思われる。

③本町では、大崎の施設が一括指定となっているが、「収益施設」と「管理施設」に分類し、それぞれの施設での公募の検討も必要ではないか。

④指定管理者が交代する場合は、従業員の雇用の問題、引継書の作成など

の配慮が必要であると思われた。以上です。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 2 : 0 1)

日程第 1 5 産業建設文教委員会調査報告

議 _____ **長** 次に、日程第 1 5、「産業建設文教委員会調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。

産業建設文教委員長 産業建設文教委員会の所管事務調査報告を一括して 2 件行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和 5 年 3 月 1 7 日、川棚町議会議長 村井達己 様、産業建設文教委員会委員長 堀池浩。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

産業建設文教委員会調査報告。

1. 件名 大崎観光と観光施設の運営及び運用のあり方について。
2. 期日 令和 3 年 6 月 2 1 日から令和 5 年 3 月 1 7 日。
3. 場所 第 1 ・ 2 委員会室。
4. 経過と概要。

(1) 第 1 回委員会 (令和 3 年 8 月 3 日) 。

出席者 委員全員、議長、事務局書記。

今後の委員会の進め方を検討した。

- ・ 「川棚町観光施設運営あり方検討委員会」設置条例が 7 月に制定され、

当面動向を見守ることとした。

(2) 第2回委員会(令和3年11月4日)。

出席者 委員全員、議長、事務局書記、産業振興課長、商工観光係長。

「あり方検討委員会」の進捗について説明を受けた。

・委員5名の選定は終わっているが、コロナウイルス感染症拡大のため、第1回委員会は11月中に開催予定である。

主な質疑と答弁。

質疑、委員の構成は。

答弁、観光分野2名、金融機関1名、「くじゃく荘」を設計した企業1名、町民代表1名の計5名で構成しており、町外4名、町内1名である。

質疑、「あり方検討委員会」の中に、観光アドバイザーとしてハウステンボス関係者を入れてはどうか。

答弁、今後、指定管理で公募となった場合、応募者となることも考えられるので、入れることはできない。

質疑、参考人に議員等を入れることはできるのか。

答弁、条例第7条に、必要があると認められるときは会議への出席を求めることができる。とある。

質疑、進捗が遅れているが、次回の指定管理に間に合うのか。

答弁、現在の指定管理の期間は、令和6年度末までであり、遅くとも1年半前までに決定する必要があると思っている。

(3) 第3回委員会(令和3年11月29日)。

出席者 高以良委員を除く委員全員、議長、事務局書記。

「あり方検討委員会」の進捗について説明を受けた。

委員のスケジュールの関係で12月1日に委嘱状を交付し、第1回「あり方検討委員会」を開催する。今後はオンラインでの会議も検討する。

(4) 第4回委員会(令和4年4月14日)。

出席者 委員全員、議長、事務局書記、副町長、産業振興課長、商工観光係長。

「あり方検討委員会」の進捗について説明を受けた。

・第1回委員会を12月1日に旧別館で、第2回委員会を2月3日にリモート形式で開催した。

主な質疑と答弁。

質疑、「あり方検討委員会」に対しては、町の考え方を伝えているのか。

答弁、町の方向性は一切伝えていない。あくまで「あり方検討委員会」の意見や方向性を尊重する。

(5) 第5回委員会(令和4年9月15日)。

出席者 田口委員を除く委員全員、事務局書記、産業振興課長、商工観光係長。

「あり方検討委員会」の進捗について説明を受けた。

・6月7日に第3回、7月28日に第4回の委員会が開催された。9月末までに答申が出される予定である。

(6) 第6回委員会(令和4年11月22日)。

出席者 委員全員、事務局書記。

答申書の内容を検討し、3月定例会の一般質問で代表質問を行うこととした。また、視察先の検討を行った。

(7) 第7回委員会(令和5年2月9日から10日視察調査)。

出席者 堀田委員を除く委員全員、議長、事務局書記。

熊本県山都町及び美里町を視察した。

(8) 第8回委員会(令和5年3月17日)。

出席者 委員全員、事務局書記。

調査報告書の取りまとめを行った。

5. まとめ。

「あり方検討委員会」から答申が出され、役場内の検討会議で答申に沿って検討されているが、本町の観光施設の適切な管理運営がなされるとともに、観光振興につながるような施策に取り組み、川棚町民及び観光客にとってより魅力ある大崎半島に発展することを望む。

続きまして、産業建設文教委員会調査報告。

1. 件名 新型コロナウイルス感染症対策について。

2. 期日 令和3年6月21日から令和5年3月17日。

3. 場所 第1・2委員会室。

4. 経過と概要。

(1) 第1回委員会(令和3年8月3日)。

出席者 委員全員、議長、事務局書記。

今後の委員会の進め方を検討した。

・商工会等との意見交換会を行うこととした。

(2) 第2回委員会(令和5年3月17日)。

出席者 委員全員、事務局書記。

・調査報告書の取りまとめを行った。

5. まとめ。

商工会等との意見交換会は、コロナウイルスの感染急拡大により開催できなかった。

ワクチン接種が進み収束が見えてきたものの、今後も気を緩めることなく、社会経済活動が活性化するよう柔軟な対応が必要である。以上です。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(12:10)

日程第16 石木ダム対策調査特別委員会調査報告

議 _____ **長** 次に、日程第16、「石木ダム対策調査特別委員会調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。石木ダム対策調査特別委員長。

石木ダム対策調査特別委員長 石木ダム対策調査特別委員会の調査報告を行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和5年3月2日、川棚町議会議長 村井達己 様、石木ダム対策調査特別委員会委員長 田口一信。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町

議会議事規則第77条の規定により報告します。

石木ダム対策調査特別委員会調査報告。

1. 調査事項。

石木ダム及びその関連事業の状況を把握し、議会における適切な判断ができるよう情報提供すること。

2. 調査期日 令和元年6月13日から令和5年2月28日。

3. 調査場所 委員会室、中央公民館会議室、山道浄水場、萱瀬ダム、郡川支流氾濫箇所。

4. 調査の経過。

本委員会が発足したのは、土地収用法に基づく事業認定の告示が平成25年9月6日に出され、これに基づいて平成26年から平成27年にかけて県が土地収用委員会に裁決申請を行い、令和元年5月に権利移転及び土地明渡しの裁決が出された直後の令和元年6月であった。なお、地権者は、平成27年11月に事業認定処分の取消訴訟を長崎地裁に提訴していた。

本委員会は、できるだけ賛成・反対両方の意見を聞き、かつできるだけ現地等も見て、客観的かつ公平な判断を下せるよう、説明聴取や現地視察に努めてきた。

この間、土地収用委員会の裁決に基づき、令和元年9月に権利移転がなされ、同年11月に明渡しの期限が経過したが、元地権者の方たちは明渡しをせず、そのまま現地に居住している状況にある。また工事に対する反対行動も続いている。

また、地権者が提起し福岡高裁から最高裁へと進んだ事業認定処分取消訴訟は、令和2年10月に最高裁判決が出され、地権者側の敗訴となり、石木ダム建設事業の公益性・必要性を認める国土交通大臣の判断が確定した。

その後、住民は県との話し合いを求めているが、話し合いの前提に大きな開きがあるために、十分な話し合いは行われていない状況にある。

こういった一連の動きに対応して、本委員会は、随時委員会を開催し、ダム対策室、水道課、長崎県石木ダム建設事務所及び佐世保市水道局から説明を受けるなどして、状況を把握するように努めた。

委員会の経過は別紙のとおりであるが、主な活動は、次のとおりである。

(1) ダム事業の必要性など基本的な事項や安全性に関する事項について

て、県から説明を聴取した。また、利水関係について、佐世保市水道局から説明を聴取した。次のページです。

(2) 反対運動を支援している外資系会社パタゴニアが作成した「ほたるの川のまもりびと」を視聴した。これは映画であります。

(3) 反対論を述べている嶋津暉之氏の論文を検討した。

(4) 山道浄水場を視察し、ダムと町水道との関連について、水道課から説明を聴取した。

(5) 萱瀬ダム及び郡川支流氾濫箇所を視察した。

(6) 「石木ダム建設に反対する川棚町民の会」との意見交換会を行った。

(7) 令和4年9月に町長が交代したので、石木ダム問題についての基本的な考え方について、町長に対する質疑を行った。

5. 町長に対する主な質疑（令和4年11月10日）。

問、石木ダムについての基本的考え方は。

答、反対の方も、協力して移転した方も、本町の住民誰もが石木ダム問題の早期解決を望んでいる。本町にとっては、石木ダムは、治水対策と流水の正常な機能の維持が図られる多目的ダムとして必要なものとする。町としては、県及び佐世保市と一緒にあって取り組んでいく。

問、機会をとらえて、記者発表などにより、町長の考えを積極的に発信すべきでは。

答、県に対しては、町としてできることがあれば協力すると伝えている。県及び佐世保市と連携しながら、出ていけるところは出ていきたい。

問、大石知事と住民との話合いの席には町長も同席するのがよいのでは。

答、今のところ依頼はない。私は就任後戸別訪問したが、全部の人には会えなかったもので、また訪問したい。

問、周辺整備計画について、町の基本的考え方は。また、佐世保市との協議は。

答、公園などの整備は「まちづくり交付金事業」で行うこととしていたが、交付要件に該当しないということで、協議が中断している。

6. 調査結果のまとめ。

石木ダム建設については、最高裁の判決が出されたことにより、必要であ

るという判断が確定しているところであるが、なおダムに反対論を述べる委員と、建設の必要性を述べる多数の委員とがあった。ただ、賛成にせよ、反対にせよ、本町にとって石木ダム問題は早期に解決すべき課題であるという点では、委員の意見が一致した。

したがって、町長におかれては、地元住民や町民の心情に十分配慮しつつ、今まで以上に、誠心誠意、解決に向けて努力されたい。

石木ダム建設の問題については、今後も、様々な動きがあるものと予想されるので、議会においては引き続き調査を継続していくことが必要である。

別紙を次のページに付けておりますけれども、24回の委員会を開催しておりますが、読み上げは省略させていただきます。以上、報告といたします。

議 _____ **長** これから、委員長長の報告に対し質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(12:19)

日程第17 新庁舎等建設調査特別委員会調査報告

議 _____ **長** 次に、日程第17、「新庁舎等建設調査特別委員会調査報告」を議題といたします。本件について委員長長の報告を求めます。新庁舎等建設調査特別委員長。

新庁舎等建設調査特別委員長 新庁舎等建設調査特別委員会調査報告を行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に議長宛てに報告書を提出をしておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和5年3月23日、川棚町議会議長 村井達己 様、新庁舎等建設調査特別委員会委員長 山口隆。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

新庁舎等建設調査特別委員会調査報告。

1. 件名 新庁舎等の建設について。
2. 期日 令和元年6月13日から令和5年3月23日。
3. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。

日時 令和元年7月4日(木)。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、新庁舎建設室長、新庁舎建設係長。

傍聴者 初手議員。

主な内容。

- ①新庁舎建設に伴う、移転の時期、方法について説明を受け、質疑応答。
- ②議場の改修については、議会側で要望を取りまとめた後に協議する。

(2) 第2回委員会。

日時 令和元年7月23日(火)。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、総務課長、情報法規係長。

傍聴者 初手議員、堀池議員。

主な内容。

①議場整備(マイク、音響機器、ライブ放映等)については、議会運営委員会との連合審査とする(連合審査については、議会運営委員長から申出があり承認する)。

②議場の整備については、ハード面は行政側責任と考えている。システムについては議会側で検討されるものと思われる。

③議会としての方針に従い議会事務局から予算要求が提示され、検討されるものと思われる。

(3) 先進地視察調査。

日時 令和元年8月23日(木)。

場所 西海市、時津町。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

主な内容。

①西海市、時津町の音響システム、ネット配信について視察調査。

(4) 第3回委員会。

日時 令和2年3月11日(水)。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員(議会運営委員会委員含む)、議長、事務局長、新庁舎建設室長、新庁舎建設係長。

主な内容。

①別館棟の改修工事について説明等を受けた。

②改修工事の内容は、外壁・屋根防水工事、2階トイレ改修、水道課周辺のレイアウト、議場を含む空調システム等で、工事は新庁舎建設後の令和4年度を計画している。

③新庁舎の建設費は、約13億7,000万円である。この中には、別館改修費用、資料館の解体費用等は含まれていない。

(5) 全員協議会。

日時 令和2年7月30日(木)。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明者 新庁舎建設室長、企画財政課長。

主な内容。

①新庁舎建設に係る概要、工程について説明を受けた。

②入札方法について説明を受けた。

・一般競争入札で、JVを組むことを条件とする。総合評価方式を採用しなかったのは、実施設計で詳細な設計業務がなされており、価格競争しかないと判断したためである。7月15日に入札公示を行った。

③別館改修設計業務(トイレ改修、屋根外壁、空調設備等)について説明を受けた。

(6) 新庁舎建設業者選定に関する要望書の提出。

日時 令和2年7月30日(木)。

場所 町長室。

出席者 議長、委員長、副委員長、町長、副町長、総務課長、企画財政課

長、新庁舎建設室長。

・新庁舎建設について、地元業者が参入しやすい環境づくりに努められるよう要望した。

(7) 新庁舎建設工事 安全祈願祭。

日時 令和2年10月14日(水)。

場所 旧庁舎。

出席者 議員全員。

(8) 第4回委員会。

日時 令和3年2月8日(月)。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員(議会運営委員会委員含む)、議長、事務局長。

説明者 新庁舎建設室長、新庁舎建設係長。

・新庁舎建設工事の進捗状況について説明を受けた。

(9) 議場音響システム等に関する要望書の提出。

日時 令和3年3月19日(金)。

場所 第1委員会室。

出席者 議長、委員長、議運副委員長、事務局長、町長、副町長、総務課長、新庁舎建設室長。

・「要望書」を読み上げ提出後、意見交換を行った。次のページです。

(10) 「議場音響システム等に関する要望書」についての回答。

日時 令和3年4月30日(金)。

場所 第1委員会室。

出席者 議長、委員長、議運委員長、事務局長。

・令和3年3月19日(金)提出の「議場音響システムに関する要望書」について、総務課長から説明を受けた後、意見交換を行った。

*回答、意見交換の内容については、令和3年5月7日(金)の全員協議会で報告済み。

(11) 別館改修については、令和3年3月定例会で議場音響システムを含め予算案が上程され、予算審査特別委員会で審議された。

(12) 新庁舎開庁式テープカット。

日時 令和4年3月22日(火)。

場所 新庁舎玄関前。

出席者 町長、議長、委員長、総代会会長、地元（中組地区）総代。

（１３）令和４年９月定例会終了後、議場を含む旧別館改修工事が着工されたが、本委員会としては、特に調査は実施しなかった。

工期、内容等についての調査が不十分であったと反省される。

（１４）第５回委員会。

日時 令和５年３月２３日（木）。

場所 第１委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

・調査報告書のまとめを行った。

４．委員会のまとめ・意見。

平成３１年度から新庁舎等建設への取組が本格的に始まり、工期も２年間と限られる中、議会の立場から行政と協力をし、新庁舎建設に取り組んできた。

そのために、竣工までは新庁舎等建設調査特別委員会、全員協議会を議会の窓口として行政と協議しながら町民本位の新庁舎等建設に努めてきた。

その間、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、資材不足、人材不足等で工期も遅れたが、行政、業者の努力により町民念願の新庁舎が竣工し、令和４年３月２２日（火）から新庁舎での業務を開始することができた。

また、議場についても、空調設備の改修、庁舎ロビーでのライブ放映の調整は残っているものの、音響システム等も改修され令和５年３月定例会から使用可能となった。

しかし、旧別館空調設備、トイレの改修、旧第２別館の改修が残っており、早期の完成が望まれる。

①旧別館の空調設備の改修、２階のトイレの改修については早期完成に努められたい。

②旧第２別館については、資料館への活用など早期に改修に努められたい。

③新庁舎完成から１年が過ぎた。新庁舎の機能を十分に活用し、住民サービスの充実・向上に努められたい。以上でございます。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。ありません

か。

(発言なし)

議 _____ 長 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 2 : 3 0)

日程第 1 8 議会広報広聴特別委員会調査報告

議 _____ 長 次に、日程第 1 8、「議会広報広聴特別委員会視察調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。議会広報広聴特別委員長。

議会広報広聴特別委員長 議会広報広聴特別委員会調査報告を行います。この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により議長宛てに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

令和 5 年 3 月 2 日、川棚町議会議長 村井達己 様、議会広報広聴特別委員会委員長 堀田一徳。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

議会広報広聴特別委員会調査報告書。

1. 件名 議会広報広聴について。
2. 期日 令和元年 6 月 1 3 日から令和 5 年 3 月 2 日。
3. 調査概要。

議会活性化、議員資質の向上に加え、情報発信と情報収集に取り組み、町民と接する機会を多くつくり、更なる開かれた議会を目指すことに取り組むこととしていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、町民と接する機会が少なくなった。

①議会報告会に関すること。

令和元年 1 1 月 1 1 日と 1 4 日、町内 3 会場で 4 4 人の住民の出席があ

り、平成30年度決算や議会の仕組みなどを説明し全議員で対応した。今回で全地域開催ができた。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の流行のため開催することができなかった。

②議員と語ろう会に関すること。

・令和3年7月14日、川棚小学校6年生と議員8人で議会の概要、新型コロナウイルス感染症対策について議場と小学校をオンラインで結び意見交換を行った。

・令和3年12月19日、川棚町まちづくり団体「クジャクピース」から小学生3人、大人4人計7人の申込みがあり、議員の仕事内容について議員5人と意見交換を行った。

・令和5年2月3日、一般社団法人「ネコノタメナラ」の団体8人から申込みがあり、「川棚町も野良猫の不妊化を推進しませんか」というテーマで報告を受け、議員7人と意見交換を行った。

③議場解放に関すること。

議場解放は毎年11月に開催される文化祭の折に、本会議場や委員会室、議長室など町民が普段は見る機会が少ないところを案内し、議会を身近に感じていただくように計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症の流行でイベント等が中止となり開催できなかった。

④ふれあい教室に関すること。

ふれあい教室は教育委員会より依頼があり、「身近な議会を目指して」というテーマで高齢者に向けた議会活動を公会堂で報告をしていたが、新型コロナウイルス感染症のため依頼がなかった。

4. まとめ。

本委員会は開かれた議会、身近な議会を目指し全議員で取り組むべきだが、新型コロナウイルス感染症の流行のため、イベント等が中止となり全議員での町民と懇談する機会が少なかった。

新型コロナウイルス感染症が少し落ち着いた、令和3年と令和5年に少人数で町民の意見を聞くことができた。

今後の課題として、議会報告会は、若い人達や各種団体などとの報告会、懇談会を内容や手法を研究し更なる議会活性化に努める必要を感じた。また、所管事項に取り組む中で出てきた町民からの町政や議会に対する意見要

望などについては、行政、議会が把握するだけに留まらず、いかに反映させ実現させていくのかが検討課題である。以上、報告といたします。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(1 2 : 3 6)

議 _____ **長** ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 _____ **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。

令和5年3月川棚町議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。皆様、大変長時間にわたり、お疲れ様でした。

(1 2 : 3 7)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 山口隆

会議録署名議員 小田成実